

真岡市住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の住宅への太陽光発電システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムの設置を支援し、太陽光発電システムで発電した地球環境に負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進及び地球温暖化対策の推進を図るため、予算の範囲内において真岡市住宅用太陽光発電システム等設置補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、真岡市補助金等交付規則（昭和43年規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 太陽光発電システム 太陽の光を電気（直流）に変換する太陽電池と、その電気を家庭で使用する交流電流に変換するインバータなどで構成されるシステムをいう。
- (3) 定置用リチウムイオン蓄電システム 定置用リチウムイオン蓄電池に加え、電力変換装置がシステムとして一体的に構成されているもので、蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上のシステムをいう。

(対象機器)

第3条 補助金の交付の対象となる機器（以下「対象機器」という。）は、次に掲げるものとし、その要件及び補助対象範囲は、別表第1のとおりとする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム（太陽光発電システムの設置が必須）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、対象機器が設置されている住宅(当該補助対象者の住民票に記載されている住所に存する建築物(住居部分が2分の1以上を占める店舗等の併用建築物を含む。)であって、賃貸住宅、別荘等の一時的に使用する建築物を除くものに限る。)に居住する市民であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市税等を滞納していないこと。
- (2) 建売住宅供給者等から、既に対象機器が設置されている住宅を購入した場合は、当該住宅の購入時点で当該対象機器が未使用品であること。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、別表第2に定める額とする。

2 補助金の交付は、一住宅における各対象機器の設置につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、太陽光発電システムに場合にあつては電力会社が太陽光発電システムに係る電力の受給を開始した日から90日以内に、定置用リチウムイオン蓄電システムの場合にあつては設置工事費用の支払い又は設置を完了した日から90日以内に、真岡市住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、各対象機器の申請を同時に行う等の理由により、市長が重複する書類の提出が必要ないと認める場合は、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、真岡市住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 前条の規定により通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、真岡市住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（手続代行者）

第9条 補助対象者は、第6条の規定による補助金の交付申請及び前条の規定による補助金の請求に係る事務手続き（以下「事務手続」という。）を、対象機器を販売する者に代行させることができる。

2 前項の規定により事務手続を代行する者（以下「手続代行者」という。）は、誠意を持って事務手続を行うものとし、事務手続の代行を通じて得た補助対象者に関する情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って慎重に取り扱うものとする。

3 市長は、手続代行者が偽りその他不正の手段により事務手続を行ったときは、当分の間、事務手続の代行を認めないことができるものとする。

（適正管理）

第10条 補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）は、対象機器及び周辺設備を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、適正な運用しなければならない。

（補助金交付の取消し）

第11条 市長は、補助金受給者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

2 補助金受給者は、前項に規定する命令を受けたときは、定められた期限内に補助金を市長に返納しなければならない。

(協力依頼)

第13条 市長は、補助金受給者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(適用期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、令和5年4月1日以降に設置した対象機器について適用し、令和5年3月31日までに設置したこの要綱による改正前の真岡市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱に規定する住宅用太陽光発電システムについては、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

対象機器	機器要件・補助対象範囲
1 太陽光発電システム	<p>【機器要件】</p> <p>(1) 低圧配電線と逆潮流有りで連系していること。</p> <p>(2) 太陽電池モジュールの最大出力の合計が 10 キロワット未満の設備であること。</p> <p>(3) 日本工業規格等で認められていること。</p> <p>(4) 設置時点において未使用品であること（中古品でないこと）。</p> <p>(5) 太陽電池モジュール本体の機器費用が無償でないこと。</p>
	<p>【補助対象範囲】</p> <p>太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流・交流側開閉器、インバータ・保護装置、余剰電力販売用電力量計等の購入費及び設置工事に係る費用</p>
2 定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>【機器要件】</p> <p>(1) 太陽光発電システムが設置された住宅へ新たに蓄電池を設置又は太陽光発電システムとともに蓄電池を設置し、常時太陽光発電システムと接続していること。</p> <p>(2) リチウムイオン蓄電池（リチウムイオンの酸化及び還元により電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ、コンバータ、パワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして、一体的に構成されたものであること。</p> <p>(3) 設置時点において未使用品であること（中古品でないこと）。</p>
	<p>【補助対象範囲】</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電池、附属品等の購入費及び設置工事に係る費用</p>

別表第2（第5条関係）

対象機器	補助金額
1 太陽光発電システム	1 万円に最大出力キロワットを乗じて得た額とし、4 万円を限度とする。
2 定置用リチウムイオン蓄電システム	1 万 2 千円に蓄電容量キロワットアワーを乗じて得た額とし、6 万円を限度とする。

備考 1,000 円未満の端数は切り捨てるものとする。

別表第3（第6条関係）

対象機器	添付書類
1 太陽光発電システム	(1) 対象機器の設置工事契約書の写し又は購入契約書の写し (2) 領収書、その他対象機器設置費用の支出を証する書類の写し (3) 電力会社との接続契約の締結を示す書類の写し (4) 系統連系日（売電開始日）が明記されている書類の写し (5) システムの設置前及び設置後の状況を示す写真 （住宅の全景、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー、接続箱、売電メーター等の附属機器） (6) その他市長が必要と認める書類
2 定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 対象機器の設置工事契約書の写し又は購入契約書の写し (2) 対象機器の蓄電容量が確認できる書類の写し（契約書の写しで確認できないとき） (3) 領収書、その他対象機器設置費用の支出を証する書類の写し (4) 対象機器の仕様・規格、保証開始日等が判別できる書類（カタログ、仕様書等） (5) 機器設置写真（対象機器を設置した建物全体写真及び対象機器の設置写真） (6) 接続する太陽光発電システムの設置状況が確認できる書類 (7) その他市長が必要と認める書類